



梯川における不法係留船について 第1回梯川水面利用調整会議準備会を開催します。

[要 旨]

不法係留は、河川の流水阻害、栈橋や係留杭等の設置による護岸の損傷、河川工事や漁業活動への支障のほか、増水時やはん濫時に艇や栈橋が流出した場合の河川管理施設の破損や漁業への影響、一般公衆の自由使用の妨げ、騒音の発生、景観の阻害等、様々な面で支障やトラブルを引き起こす要因となることから、河川法第24条及び第26条により河川区域に無許可で船舶等を係留することは禁止されています。

しかし、梯川における不法係留船問題は改善の兆しが見られないまま現在に至っています。

このため、梯川の水面を利用している関係者が一同に会して、この問題を共有し、それぞれの立場で意見を交換する場を立ち上げ、不法係留船解消に向けた方向性を整理するためにこの会議を開催します。

<開催日時等>

◆日 時 : 平成23年8月30日(火) 14:00~15:30

◆場 所 : 小松市役所 7F 701会議室
住所 小松市小馬出町91番地

※ 会議中の取材・撮影はご遠慮願います。また、会議内容等のお問い合わせは会議終了後、16時より同会場にて事務局でお受け致します。

【問い合わせ先】*番号通知設定でお掛けください

国土交通省 北陸地方整備局 金沢河川国道事務所

河川管理課長 長澤 久雄

電 話 : 076-264-9916 (直通)